

ホームページ公開用

令和7年第1回

臨時会議事録

開会：令和7年7月1日

安房郡市広域市町村圏事務組合

令和7年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回臨時会議事録

1. 令和7年7月1日（火） 午後3時45分

1. 館山市コミュニティーセンター 1階 第1集会室

1. 出席議員 8名

1番 鈴木正一	2番 太田浩
3番 川崎浩之	4番 佐久間章
5番 峯隆司	6番 川上清
7番 早川正也	8番 大塚昇

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

理事長 森正一	副理事長 佐々木久之
理事 石井裕	理事 白石治和
会計管理者 渡辺修	消防長 須藤和英
消防本部次長 廣瀬睦	消防本部総務課長 上野章吉
消防本部警防課長 庄司義勝	消防本部予防課長 長谷川貢一
消防本部総務課長補佐 本間雅人	事務局長 今井幹雄
事務局参事兼水道事業統合推進室長事務取扱 石井聡	事務局水道事業統合推進室主幹 檜垣和宏
事務局庶務係長 正木誠司	事務局企画事業係長 野口武

1. 議事日程

日程第1	議席の指定	
追加日程第1	副議長の辞職の件	
追加日程第2	副議長の選挙	
日程第2	議長の選挙	
日程第3	会議録署名議員の指名	
日程第4	会期の決定	
日程第5	議案第7号	職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6	議案第8号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7	議案第 9 号	職員定数条例の一部を改正する条例の制定 について
日程第 8	議案第 10 号	令和 7 年度安房郡市広域市町村圏事務組合 一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 11 号	財産の取得について
日程第 10	議案第 12 号	財産の取得について
日程第 11	議案第 13 号	財産の取得について
日程第 12	議案第 14 号	財産の取得について
日程第 13	議案第 15 号	監査委員の選任について

閉会 午後 4 時 25 分

副議長（川崎浩之君）

それでは、副議長の川崎でございますが、現在、当組合議会の議長が不在となっておりますので、暫くの間、私が議長の職務を行います。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

開会宣言

副議長（川崎浩之君）

本日は、議員の皆様方には、ご多用のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日は議員全員の出席をいただいております。よって、令和 7 年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第 1 回臨時会は成立いたしました。これより開会いたします。ただちに会議を開かせていただきます。

日程の決定

副議長（川崎浩之君）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりといたします。

議案の配布

副議長（川崎浩之君）

議案の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配布漏れなしと認めます。

出席説明員の報告

副議長（川崎浩之君）

本臨時会の議案審査のため、地方自治法第121条の規定による出席要求に対し、お手元に配布のとおり出席報告がありましたので、ご了承願います。

諸般の報告

副議長（川崎浩之君）

この際、諸般の報告を行います。

監査委員から、「令和6年度一般会計の2月分、3月分、出納整理期間分」及び「令和7年度一般会計の4月分、5月分」に関する出納検査結果の報告があり、理事長から「令和6年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書」の報告がされております。

お手元に配付の資料により、ご了承願います。

議席の指定

副議長（川崎浩之君）

日程第1「議席の指定」を行います。

組合規約第6条第2項の規定により、館山市議会選出により新たに組合議員となられました鈴木正一さんを1番に、太田浩さんを2番に、また、鋸南町議会選出により新たに組合議員となられました早川正也さんを7番に、大塚昇さんを8番にそれぞれ指定いたします。

この際、新たな議員をご紹介します。鈴木正一さん。

鈴木正一君

はい、よろしくお願い申し上げます。

（一同、拍手）

副議長（川崎浩之君）

太田浩さん。

太田浩君

はい、よろしくお願いいたします。

（一同、拍手）

副議長（川崎浩之君）

早川正也さん。

早川正也君

はい、よろしくお願い致します。

（一同、拍手）

副議長（川崎浩之君）

大塚昇さん。

大塚昇君

大塚です。よろしくお願いします。

(一同、拍手)

副議長(川崎浩之君)

以上で紹介を終わります。ここで、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

書記長(福原正人君)

暫時休憩中ではございますが、副議長の川崎浩之さんより辞職願が提出されております。

現在、当組合議会の議長も不在ということであることから、地方自治法第107条に「議長、副議長及び仮議長の選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいない時は、年長の議員が臨時に議長の職務を行う」と規定されているため、今回、新たに組合議員になられた方以外の議員の方から、年長の議員ということで引き続き組合議員となられている太田浩議員に、副議長が選挙されるまでの間、臨時議長を行っていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長(太田浩君)

臨時の議長に指名されました太田でございます。何卒、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、副議長川崎浩之さんから、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、「追加日程第1」として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

従って、副議長辞職の件を「追加日程第1」として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定しました。

ここで、追加日程を配布させます。

(「追加日程」配布)

追加日程第1 副議長辞職の件

臨時議長(太田浩君)

追加日程第1「副議長辞職の件」を議題とします。書記長に辞職願を朗読させます。

書記長(福原正人君)

はい、朗読いたします。「辞職願。この度、都合により安房郡市広域市町村圏事務組合議会副議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。令和7年7月1日、安房郡市広域市町村圏事務組合議会議長様、安房郡市広域市町村圏事務組合議会副議長川崎浩之。」以上でございます。

臨時議長(太田浩君)

お諮りいたします。川崎浩之さんの副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従いまして、川崎浩之さんの副議長の辞職を許可することに決定しました。

川崎浩之議員の入場を求めます。

(川崎浩之議員、入場)

ただ今、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、「追加日程第2」として日程の順序を変更し、ただちに議題にしたいと思いをします。

ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

従って、副議長の選挙を日程に追加し、「追加日程第2」として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定しました。

ここで、追加日程を配布させます。

(「追加日程」配布)

追加日程第2 副議長の選挙

臨時議長(太田浩君)

追加日程第2、これより「副議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法は臨時議長において指名することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、臨時議長において指名することに決定しました。
これより指名いたします。副議長に峯隆司さんを指名いたします。
お諮りいたします。ただ今、臨時議長において指名いたしました峯隆司さんを副議長の当選人と定めますことにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、峯隆司さんが副議長に当選されました。
ただ今当選されました峯隆司さんが議場におられますので、本席より告知いたします。峯隆司副議長、ご挨拶をお願いいたします。

副議長(峯隆司君)

はい。ただ今、臨時議長からご推選、並びに皆様方からご承認をいただきまして、副議長職を仰せつかりました。議長を補佐し、組合議会のため尽くしてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いします。

(一同、拍手)

臨時議長(太田浩君)

ありがとうございました。副議長の挨拶が終わりました。
以上で、議員各位のご協力により、臨時議長の職務を終えることができました。ありがとうございました。
ここで、議長を交代したいと思えます。それでは、暫時休憩いたします。
(暫時、休憩)

日程第2 議長の選挙

副議長(峯隆司君)

休憩前に引き続き会議を開きます。副議長の峯でございます。議長が選出されるまでの間、私が議長の職務を行います。ご協力のほど、よろしくお願い致します。

日程第2、これより「議長の選挙」を行います。
お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)
ご異議ないものと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
重ねてお諮りいたします。指名の方法は副議長において指名することにし

たいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。議長に川崎浩之さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、副議長において指名いたしました川崎浩之さんを議長の当選人と認めることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、川崎浩之さんが議長に当選されました。

ただ今、当選されました川崎浩之さんが議場におられますので、本席より告知いたします。新議長、川崎浩之さん、ご挨拶をお願いいたします。

議長(川崎浩之君)

はい。それでは一言、ご挨拶を申し上げます。ただ今、皆様方のご推選、ご支持をいただきまして、議長職という大役を仰せつかりました。ありがとうございます。

組合議会発展のため、一生懸命頑張っておりますので、皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

(一同、拍手)

副議長(峯隆司君)

ありがとうございました。新議長の挨拶が終わりました。

以上で、議員各位のご協力により、議長代理の職を終えることができました。ありがとうございました。ここで、議長を交代いたします。

それでは、本会議を暫時休憩いたします。

(暫時、休憩)

日程第3 会議録署名議員の指名

議長(川崎浩之君)

それでは、会議を再開いたします。

日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。4番議員、佐久間章さん。

佐久間章君

はい。

議長(川崎浩之君)

6番議員、川上清さん。

川上清君

はい。

議長(川崎浩之君)

以上、2名にお願いいたします。

日程第4 会期の決定

議長(川崎浩之君)

日程第4「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

提案理由の説明

議長(川崎浩之君)

この際、本臨時会の招集につき、提案理由の説明を求めます。

理事長(森正一君)

理事長。

本日ここに、令和7年組合議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

まずは、ただ今組合議会の議長、副議長に当選されました川崎浩之議長、峯隆司副議長には心からお祝い申し上げます。

さて、本日の臨時会にご審議をお願いいたします案件は、条例議案3件、補正予算、一般議案5件、計9件でございます。その概要につきまして、ご説明申し上げます。

議会議案第7号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。人事院規則の一部改正に伴い、職員の部分休業の取り扱い等について、必要な改正をしようとするものです。

次に、議会議案第8号「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、人事院規則の一部改正に伴い、職員の育児休業等の取扱いについて、必要な改正をしようとするものです。

次に、議会議案第9号「職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」であります。消防機関の職員定数について、本条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議会議案第10号「令和7年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般

会計補正予算（第1号）」であります。令和8年4月1日の統合に向けて準備を進めている水道事業につきまして、必要な債務負担行為の追加をしようとするものでございます。

次に、議会議案第11号から第14号「財産の取得について」ですが、「消防ポンプ自動車（CD-1型）」、「高規格救急自動車」、「化学消防ポンプ自動車」及び「消防救急デジタル無線装置」の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

次に、議会議案第15号「監査委員の選任について」ですが、当組合の監査委員のうち、組合議員選任の監査委員に現在、欠員が生じておりますことから本日、新たに選任いたしたく、組合規約第11条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものです。

以上簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長（川崎浩之君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

日程第5 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（川崎浩之君）

日程第5、議案第7号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局長（今井幹雄君）

はい、事務局長。

議案第7号「職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。資料は表紙1番「第1回臨時会議案」の1ページから3ページ、表紙2番「第1回臨時会議案説明資料」の1ページから4ページとなります。

今回の改正は、人事院規則の一部改正等に伴う条例改正及びその他必要な改正を行おうとするものでございます。

育児休業につきましては、現行では、育児のために勤務時間の一部について勤務をしないことができる「部分休業」という制度がございます。この制度を活用することで、現在、1日2時間の範囲内で勤務時間を短縮すること

ができます。

今回の改正後におきましては、制限を設けた上で、1日当たりの取得時間の上限をなくして取得できるパターンが追加されます。言い換えますと、これまでの制度は「毎日少しずつ」だったものが「必要なときにまとめて」取得できるようになります。職員の子の年齢に応じた柔軟な働き方が実現できる内容となっております。

説明は以上でございます。

議長(川崎浩之君)

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。なお、会議規則第46条により、発言は1件につき、1人2回までとなっておりますので、ご承知おきください。

ご質疑のある方は、ご発言願います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

これより裁決いたします。議案第7号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6 議案第8号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(川崎浩之君)

日程第6、議案第8号「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局長(今井幹雄君)

事務局長。

議案第8号「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。資料は、表紙1番「第1回臨時

会議案」の4ページから6ページ、表紙の2番「第1回臨時会議案説明資料」の5ページから7ページとなります。

今回の改正は、議案第7号と同様に人事院規則の一部改正等に伴う条例改正及びその他必要な改正を行おうとするものでございます。

主な改正内容といたしましては、職員が妊娠、出産、育児等について相談を受けた際に、育児休業などの活用や仕事と育児を両立できるようにするための支援制度に関する説明や制度を利用するかどうかについて、職員本人の意向を確認することを任命権者に義務付けるものでございます。

説明は以上でございます。

議長(川崎浩之君)

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

はい、ご異議なしと認めます。

これより裁決いたします。議案第8号「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第9号 職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議長(川崎浩之君)

日程第7、議案第9号「職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

消防長(須藤和英君)

はい、消防長。

議案第9号「職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。議案は表紙1番の「第1回臨時会議案」の7ページとなります。

す。また、表紙2番の「第1回臨時会議案説明資料」の8ページに新旧対照表がございますので併せてご覧ください。

今回の改正は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部「消防職員定員適正化計画」に基づき、安定した消防力を維持するため、消防機関の職員定数を276名から300名に変更しようとするものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

議長(川崎浩之君)

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ご質疑のある方は発言願います。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

これより裁決いたします。議案第9号「職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第8 議案第10号 令和7年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)

議長(川崎浩之君)

日程第8、議案第10号「令和7年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

事務局長(今井幹雄君)

事務局長。

議案第10号「令和7年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。資料は表紙1番「第1回臨時会議案」の8ページから10ページ、表紙2番「第1回臨時会議案説明資料」の9ページとなります。

今回の補正予算は、第1回定例会にてご承認を頂きました、水道事業統合に向けた債務負担行為の追加となります。統合後の水道事業体で導入する水

道料金システムについて、令和8年度中に導入準備等を行う必要があるため、令和7年度中に契約手続きを行い、事務事業の円滑な実施を図るものでございます。

説明は以上でございます。

議長(川崎浩之君)

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

これより裁決いたします。議案第10号「令和7年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第9 議案第11号 財産の取得について

議長(川崎浩之君)

日程第9、議案第11号「財産の取得について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

消防長(須藤和英君)

はい、消防長。

議案第11号についてご説明いたします。議案は表紙1番の「第1回臨時会議案」の11ページとなります。また、表紙2番の「第1回臨時会議案説明資料」の10ページから11ページを併せてご覧ください。

議案第11号「財産の取得について」でございますが、財産の取得の内容は、鴨川消防署の消防ポンプ自動車を年次計画により、更新しようとするものでございます。

この車両の購入につきまして、令和7年5月30日に制限付一般競争入札を実施いたしました結果、4社の入札があり、落札いたしました「東京都港区芝5丁目36番7号 三田ベルジュビル19階 株式会社モリタ東京支店

支店長「山北忠司」から取得価格4千488万円で購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

議長(川崎浩之君)

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方はご発言願います。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

これより裁決いたします。議案第11号「財産の取得について」原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第10 議案第12号 財産の取得について

議長(川崎浩之君)

日程第10、議案第12号「財産の取得について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

消防長(須藤和英君)

はい、消防長。

議案第12号についてご説明いたします。議案は表紙1番の「第1回臨時会議案」の12ページとなります。また、表紙2番の「第1回臨時会議案説明資料」の12ページから13ページを併せてご覧ください。

議案第12号「財産の取得について」でございますが、財産の取得の内容は、館山消防署千倉分署の高規格救急自動車を年次計画により、更新しようとするものでございます。

この車両の購入につきまして、令和7年4月25日に制限付一般競争入札を実施いたしました結果、2社の入札があり、落札いたしました「千葉市中央区本千葉町9番21号 千葉日産自動車株式会社 代表取締役 山本功」から取得価格4千510万円で購入したいので、議会の議決に付すべき契約

及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

議長(川崎浩之君)

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

これより裁決いたします。議案第12号「財産の取得について」原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第11 議案第13号 財産の取得について

議長(川崎浩之君)

日程第11、議案第13号「財産の取得について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

消防長(須藤和英)

はい、消防長。

議案第13号についてご説明いたします。議案は表紙1番の「第1回臨時会議案」の13ページとなります。表紙2番の「第1回臨時会議案説明資料」の14ページから15ページを併せてご覧ください。

議案第13号「財産の取得について」でございますが、財産の取得の内容は、館山消防署の化学消防ポンプ自動車を年次計画により、更新しようとするものでございます。

この車両の購入につきまして、令和7年5月30日に制限付一般競争入札を実施いたしました結果、4社の入札があり、落札いたしました「東京都港区芝5丁目36番7号 三田ベルジュビル19階 株式会社モリタ東京支店 支店長 山北忠司」から取得価格6千974万円で購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によ

り議会の議決を求めようとするものでございます。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

議長(川崎浩之君)

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

これより裁決いたします。議案第13号「財産の取得について」原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第12 議案第14号 財産の取得について

議長(川崎浩之君)

日程第12、議案第14号「財産の取得について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

消防長(須藤和英)

はい、消防長。

議案第14号についてご説明いたします。議案は表紙1番の「第1回臨時会議案」の14ページとなります。また、表紙2番の「第1回臨時会議案説明資料」の16ページから17ページを併せてご覧ください。

議案第14号「財産の取得について」でございますが、財産の取得の内容は、購入から12年が経過する各署所配備の車載型及び携帯型消防救急デジタル無線装置の約半数ずつを令和7年度から令和8年度にかけて2か年計画により、更新しようとするものでございます。

この無線装置の購入につきまして、令和7年5月16日に制限付一般競争入札を実施いたしました結果、2社の入札があり、落札いたしました「千葉市中央区問屋町1番35号 株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店 支店長 上田剛史」から取得価格3千685万円で購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規

定により議会の議決を求めようとするものでございます。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

議長(川崎浩之君)

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

これより裁決いたします。議案第14号「財産の取得について」原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第13 議案第15号 監査委員の選任について

議長(川崎浩之君)

日程第13、議案第15号「監査委員の選任について」を議題といたします。本件は、鈴木正一さんの一身上に関する件ですので、地方自治法第117条の規定により、鈴木正一さんの退席を求めます。

(鈴木正一議員 退席)

内容の説明を求めます。

事務局長(今井幹雄君)

事務局長。

議案第15号「監査委員の選任について」をご説明いたします。資料は本日、全員協議会において配布をいたしました議案第15号「監査委員の選任について」をご覧ください。

監査委員につきましては、組合規約第11条により「組合議会の同意を得て、組合議員及び知識経験者のうちから、それぞれ1名を選任する」とされております。

このうち、組合議員選任の監査委員に欠員が生じておりますことから、本日、新たに選任しようとするものでございます。

これまで、館山市議会議長が選任されている経緯がございますので、今回、

新たに館山市議会議長となられました鈴木正一議員を選任することにつきまして、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

説明は以上でございます。

議長（川崎浩之君）

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある方は、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

ご質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第15号「監査委員の選任について」原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

鈴木正一議員の入場を求めます。

（鈴木正一議員 入場）

ただ今、監査委員選任の件について、全員で鈴木正一さんを選任することに同意しましたので報告いたします。この際、監査委員になられました鈴木正一さんをご紹介いたします。

鈴木正一議員、ご挨拶をお願いいたします。

監査委員（鈴木正一君）

ただ今、監査委員に選任いただきました鈴木でございます。このほど、組合議員としてもまだなっただけでございますけれども、監査委員の職務の重さをしっかりと認識して、務めて参りたいと思います。

今後とも、よろしく願い申し上げます。

（一同、拍手）

閉会宣言

議長（川崎浩之君）

ありがとうございました。以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

よって、令和7年安房郡市広域市町村圏事務組合第1回臨時会を閉会いた

します。

ご協力ありがとうございました。

午後4時25分 閉会